

コロナ特別貸付／無利子融資以外にどういう資金繰り安定策があるのか？

現在、多くの中小事業者が「日本政策金融公庫のコロナ特別貸付(実質無利子)」及び「民間金融機関の実質無利子・無担保融資」を利用して資金調達をしていると思われます。今後、コロナ禍が長引いて、さらに資金が必要な時にどうやって調達をすればよいのか？また、資金の流出を防ぐためにはどうすればよいのか？などについて解説いたします。

今現在、国が中小事業者向けに実施している施策は、パンフ「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」に掲載されています。

<パンフ> <https://bit.ly/2GOaTo3>

あらためて融資、信用保証以外の資金調達、資金繰り関連の施策について整理しておきましょう。

<資金繰りに貢献する施策>

- ・日本公庫等の既往債務の借換
- ・新型コロナ特例リスケジュール
- ・小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付等、経営セーフティ共済の特例措置
- ・持続化給付金、家賃支援給付金、ものづくり・商業・サービス補助金、持続化補助金、IT 導入補助金、雇用調整助成金
- ・経営資源引継ぎ・事業再編 支援事業
- ・中小企業向け資本性資金供給資本増強支援事業
- ・個人向け緊急小口資金等の特例
- ・納税猶予・納付期限の延長、厚生年金保険料等の猶予制度
- ・電気・ガス料金の支払猶予等、NHK 放送受信料の免除

「日本公庫等の既往債務の借換」及び「新型コロナ特例リスケジュール」については、新たに資金調達するわけではありませんが、現金の流出を抑える効果があります。ただし、**リスケについては安易に行うことなく、専門家の意見を聞く**ことをお勧めします。

「小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付」「経営セーフティ共済の特例措置」についてですが、貸

付に関しては、利用できる事業者は、たとえば“つなぎ資金”として利用してもよいと思われます。特例措置は「掛金の納付期限の延長」や「掛金月額が減額」など、手元資金の流出を防ぐことができます。

「持続化給付金、家賃支援給付金、ものづくり・商業・サービス補助金、持続化補助金、IT 導入補助金、雇用調整助成金」などの返済不要の補助、助成金などは、既に利用されている事業者も多いと思われますが、また未利用で、今後、利用可能な方は是非申請するようにして下さい。

「経営資源引継ぎ・事業再編 支援事業」については、「経営資源引継ぎ補助金」「中小企業経営力強化支援ファンド」が実施されています。対象になりそのような事業者の方は是非検討してください。

「中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援事業」についてですが、資本性劣後ローン(期限一括返済の融資制度)については、直ぐに返済の必要がないので資金繰りが安定します。資本の増強支援としては「中小企業経営力強化支援ファンド」「中小企業再生ファンド」などがあります。

「個人向け緊急小口資金等の特例」については、個人事業主も対象となっている制度がありますので、状況に応じて検討するようにして下さい。

「納税猶予・納付期限の延長、厚生年金保険料等の猶予制度」については、これらの猶予が認められれば、手元資金の流出を防ぐことができ資金繰りの安定に貢献します。しかしながら、**安易に判断しない**ようにして下さい。本制度を利用するに際してのメリット・デメリットなどについて、**税理士や社会保険労務士に相談することをお勧めします。**

「電気・ガス料金の支払猶予等、NHK 放送受信料の免除」については、業種、業界によっては助かる事業者もいると思いますので、状況に応じて検討するようにして下さい。

このように様々な資金繰り安定策が実施されていますので、是非、あらためてパンフレに目を通してみてください。今後、第三次補正予算が実施され、また来年度本予算の内容によっては、さらに資金調達／資金繰り策が拡充されるので注目してください。